

9月11日に公表した「GIGAスクール構想の実現に向けた調達等に関する状況（8月末時点）について」（速報値）を踏まえ、自治体における整備加速化に係る対応策をまとめました。

2 文科初第 858 号
令和 2 年 9 月 1 1 日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国公立大学長 殿
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第12条
第1項の認定を受けた各地方公共団体の長

文部科学省初等中等教育局長
瀧本 寛

(印影印刷)

「GIGAスクール構想の実現に向けた調達等に関する状況調査」の速報値公表及びそれを踏まえたICT環境整備の加速化に係る対応策について（通知）

このたび、関係者の協力をいただき、「GIGAスクール構想の実現に向けた調達等に関する状況（8月末時点）について」の結果を速報値としてとりまとめましたので、お知らせいたします（別紙1）。

これまで、「新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドライン及び新型コロナウイルス感染症対策に伴う児童生徒の「学びの保障」総合対策パッケージについて」（令和2年6月5日付け文部科学省事務次官通知）等で示したとおり、各学校設置者においては、ICTの活用により全ての児童生徒の学びを保障するため、一刻も早く児童生徒一人一人に端末を配備するなどICT環境を整えることが必要です。

本年6月以降、学校が全面的に再開されていますが、現在も、各地で学校関係者に感染者が発生したことによる数日間の学校の臨時休業等が行われている状況です。今後も、季節性インフルエンザの流行、台風や地震といった自然災害等の影響により、学校の臨時休業等が行われることが想定されます。

こうした状況の変化を踏まえ、児童生徒の「学びの保障」を効果的・効率的に行うためには、ICT環境整備の一層の加速化と、端末の持ち帰り学習等のICTを活用した取組の促進が急務となっています。

しかしながら、今般の調査結果では、議会承認や調達公示の状況について一定の進捗は見られるものの、特に、事業者の選定（落札）から納品完了までに時間を要しており、年内に納品が完了しない自治体の割合が全国の過半数以上を占めていること、また、ICT環境が整っていない家庭に対して全国の3分の2の自治体がいまだ対応策の準備ができていない、といった状況にあることが明らかになりました。

このままでは、学校の臨時休業等が行われた場合、学校と家庭をつなぐ有効なツールの一つであるICTを活用した児童生徒の学びの保障に支障が生じる可能性があることが懸念されます。

以上のことから、文部科学省において、改めて自治体における整備加速化に係る対応策について、下記のとおりまとめるとともに、整備加速に資する好事例を収集・整理（別紙2）しました。

各都道府県教育委員会におかれては、所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対し、各指定都市教育委員会におかれては、所管の学校に対し、各都道府県知事及び小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては、所轄の学校及び学校法人等に対し、附属学校を置く各国公立大学長におかれては、その管下の学校に対し、周知いただくようお願いします。

記

1. 調達行為の早期着手等による工夫について

各学校設置者においては、「GIGAスクール構想の実現」の予算や新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、直ちに調達行為に入るとともに、事業者とも相談の上、納期を分割することなどにより、特に早急に整備が必要な分については優先的に対応を行うこと。

これにより、少なくとも小学校第6学年・中学校第3学年等の最終学年の児童生徒や、経済的理由等でICT環境を準備できない家庭に対して一刻も早くICT環境を整備すること。

2. 効率的なキッティング（初期設定等）方法について

端末の早期納入ができない理由の一つとして、端末のキッティング（初期設定等）作業に相当の時間を要するのではないかとの指摘を受けているところである。

この点に関し、文部科学省では、自治体や販売店等が効率的なキッティング方法について正確な情報を把握できるよう各OS事業者の資料を掲載しているので、今後、調達加速を検討する際の参考とすること。

https://www.mext.go.jp/a_menu/other/mext_00868.html

また、令和2年7月30日付け事務連絡「GIGA スクール構想の実現」に向けた円滑な端末の調達のための取組について（周知）」に、各OS事業者の説明動画に関する情報を記載しているのであわせて参考とすること。

3. 各OS事業者専用窓口について

端末の早期納入ができない理由の一つとして、端末の供給量に関する情報が不足しているとの声も多いことから、OS 3社において、自治体や販売店等が正確な情報を把握できるよう問合せ専用窓口を設けているので、自治体においては、十分な台数の早期確保に向けて販売店等と相談する際に、事前に最新の流通状況等を独自に把握しておくなど、積極的に活用すること。

各OS事業者専用窓口

Apple : giga@apple.com

Google : gfe-jp-isr@google.com

Microsoft : GIGAMS@Microsoft.com

4. ICT活用教育アドバイザーの活用及びプッシュ型の相談支援の実施について

文部科学省では、各学校設置者からの問合せに対して、ICT活用教育アドバイザーがICT助言・支援するための窓口を設けているので、端末の早期納入について困ったことなどがあれば、積極的に活用すること。

なお、文部科学省としても、今般の調査結果を通じて調達に遅れが生じていることが判明した各自治体の状況を踏まえ、ICT活用教育アドバイザーから、プッシュ型の相談支援を実施することとしている。

ICT活用教育アドバイザー事務局問合せ窓口

Tel : [03-4363-0354](tel:03-4363-0354)

Mail : infogiga@oetc.jp

5. 端末の持ち帰り学習の実施の促進に向けた、ICT端末の緊急時における取扱いについて（別紙3）

学校において新型コロナウイルス感染症の感染者が発生した場合、濃厚接触者の範囲の特定や検査に必要な日数・範囲で臨時休業等を行うこととなるが、家庭での感染にも波及する例も見られるなど、濃厚接触者の特定やPCR検査の終了までに相当程度の日数がかかる例も想定される。

そのような事態が生じて、端末を家庭等に持ち帰って学習を継続するなど、自治体の判断で柔軟に対応できるよう目安となる項目を整理したので、これを活用し、緊急時においてもICTを活用して児童生徒の学びを保障できる体制を積極的に整えること。

なお、平時における端末の持ち帰り学習についても、持ち帰りの様々な事例を収集しつつ検討を進めていくこととするが、この内容は平時における端末の持ち帰りを妨げるものではない。

6. 学校に整備された端末を積極的に活用するための方策について

クラウド活用は、学校教育においてICTを活用していくための有効な方策の一つであり、教育現場においてその活用に取り組む際には、令和元年12月に改訂した「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」を参照しながら自治体においてルールを定めた上で、積極的に進めること。

また、クラウド活用に際し、調達や情報セキュリティ等に関する参考情報として、総務省から示されている「教育クラウド調達ガイドブック」（総務省）（2020年3月）も参照すること。

https://www.soumu.go.jp/main_content/000700786.pdf（本編）

https://www.soumu.go.jp/main_content/000700963.pdf（参考編）

なお、クラウドサービスを利用した学習等において児童生徒の個人情報が含まれていることを懸念し、自治体においてその利用を躊躇する場所があるとの声がある。この点、既にクラウド活用を進めている先行自治体では、当該自治体の個人情報保護条例等に基づき、個人情報保護審議会の許可を得ることや、保護者の事前了解を得ることなどを通じて、クラウドサービスの活用を可能とした事例があるところであり、各学校設置者においては、個人情報保護に関わるルールに基づき適切に対応しながら、クラウド活用を進めること。

7. 新型コロナウイルス感染症第2波等に備えた対応の加速について

以上の取組を通じて、各学校設置者においては、「GIGAスクール構想」の実現に基づき、学校におけるICT環境整備の加速に取り組むことが急務である。

仮にこうした整備が完了する前であっても、新型コロナウイルス感染症の感染者発生によって臨時休業等を行う事態等に備え、必要に応じて、学校や家庭にある既存のICT環境も最大限活用することで、ICTを活用したオンライン学習が全ての児童生徒に可能な環境を一刻も早く実現することを目指すため、現在その対応策を検討している自治体においては、児童生徒や保護者の立場に寄り添った対応策の準備を可能な限り加速させ、実行できる体制を整えること。

(別紙1) GIGA スクール構想の実現に向けた調達等に関する状況(8月末時点)について(速報値)

(別紙2) 整備加速に資する好事例について

(別紙3) 学校に配備されたICT端末の緊急時における取扱いについて

<本件連絡先>

文部科学省初等中等教育局 情報教育・外国語教育課

TEL : 03-6734-2085

E-mail : jogai@mext.go.jp

GIGAスクール構想の実現に向けた調達等に関する状況(8月末時点)について (速報値)

※ 集計対象自治体数 (全国：1,811自治体、13都道府県：740自治体)

※ 速報値であり、数値については今後、精査を行う。また、端数処理の都合上、合計が100%に一致しない。

端末の調達に関する状況について

速報値

(令和2年8月末時点)

端末の調達に関する各自治体の進捗を把握するため、以下の項目について調査。

○ 関連経費の議会承認状況

(自治体数)

	8月までに承認済み	年内予定 [496自治体(27.4%)]					年度内予定 [0自治体(0.0%)]			
		9月	10月	11月	12月	その他	1月	2月	3月	その他
全国	1,289 (71.2%)	429 (23.7%)	18 (1.0%)	2 (0.1%)	27 (1.5%)	20 (1.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
(参考) うち13都道府県	551 (74.6%)	155 (21.0%)	8 (1.1%)	0 (0.0%)	8 (1.1%)	9 (1.2%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)

※「年内・年度内」の回答がなく「月別」について「その他」を回答又は回答がない自治体 全国：26自治体(1.4%)、13都道府県：9自治体(1.2%)

○ 調達の公示状況

(自治体数)

	8月までに公示済み	年内予定 [691自治体(38.2%)]					年度内予定 [9自治体(0.5%)]			
		9月	10月	11月	12月	その他	1月	2月	3月	その他
全国	1,051 (58.0%)	338 (18.7%)	241 (13.3%)	39 (2.2%)	31 (1.7%)	42 (2.3%)	2 (0.1%)	0 (0.0%)	3 (0.2%)	4 (0.3%)
(参考) うち13都道府県	467 (63.2%)	120 (16.2%)	93 (12.6%)	11 (1.5%)	14 (1.9%)	16 (2.2%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	2 (0.3%)

※「年内・年度内」の回答がなく「月別」について「その他」を回答又は回答がない自治体 全国：60自治体(3.3%)、13都道府県：17自治体(2.3%)

※ 本資料における「13都道府県」とは、特に重点的に感染拡大の防止に向けた取組を進めていく必要がある都道府県（「特定警戒都道府県」）を指す。
（北海道、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、石川県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県）

端末の調達に関する状況について

速報値

(令和2年8月末時点)

○ 事業者の選定状況

(自治体数)

	8月までに 選定済み	年内予定 [887自治体(49.0%)]					年度内予定 [18自治体(1.0%)]			
		9月	10月	11月	12月	その他	1月	2月	3月	その他
全国	876 (48.4%)	453 (25.0%)	250 (13.8%)	115 (6.4%)	42 (2.3%)	27 (1.5%)	4 (0.2%)	3 (0.2%)	5 (0.3%)	6 (0.3%)
(参考) うち13都道府県	376 (50.9%)	191 (25.8%)	87 (11.8%)	44 (6.0%)	15 (2.0%)	12 (1.6%)	3 (0.4%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	2 (0.3%)

※「年内・年度内」の回答がなく「月別」について「その他」を回答又は回答がない自治体 全国：30自治体(1.7%)、13都道府県：10自治体(1.4%)

○ 納品完了時期

(自治体数)

	8月までに 納品済み	年内予定 [496自治体(27.4%)]					年度内予定 [1,271自治体(70.2%)]			
		9月	10月	11月	12月	その他	1月	2月	3月	その他
全国	37 (2.0%)	42 (2.3%)	78 (4.3%)	73 (4.0%)	271 (15.0%)	32 (1.8%)	149 (8.2%)	287 (15.8%)	704 (38.9%)	131 (7.2%)
(参考) うち13都道府県	17 (2.3%)	15 (2.0%)	26 (3.5%)	26 (3.5%)	123 (16.6%)	13 (1.8%)	70 (9.5%)	117 (15.8%)	269 (36.4%)	63 (8.5%)

※「年内・年度内」の回答がなく「月別」について「その他」を回答又は回答がない自治体については、ヒアリング等の内容を反映している。

※「年内・年度内」の回答がなく「月別」について「その他」を回答又は回答がない自治体について、公立学校情報機器整備費補助金の措置分(2/3)に相当する数について、7自治体が年度内に納品が完了しない可能性がある。

(令和2年8月末時点)

6月に実施した調査(※)において、全自治体が何らかの対応を行っているところであり、また、家庭のICT端末の整備状況を考慮した上で、さらに効果的・効率的に『学びの保障』を行うために、積極的なICTの活用を促していく前提を踏まえ、ICT環境が整っていない家庭に対する対応について調査

(※) 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた公立学校における学習指導等に関する状況について(令和2年6月23日時点)

- インターネットを利用している家庭における小・中学生のノートパソコン、タブレットの専用・共有状況について

	ノートパソコン		タブレット		
	自分専用	親と共用	自分専用	親と共用	兄弟・姉妹と共用
中学生	7.7%	84.9%	28.2%	54.9%	13.1%
小学生	9.5%	84.5%	20.1%	62.9%	13.7%

(令和元年度 青少年のインターネット利用環境実態調査(内閣府))

- ICT環境が整っていない家庭に対して、何らかの対応策を準備しているか (自治体数)

	全児童生徒に 準備済み	最終学年に対して 準備済み	対応策を検討中
全国	520 (28.7%)	93 (5.1%)	1,193 (65.9%)
(参考) うち13都道府県	239 (32.3%)	45 (6.1%)	454 (61.4%)

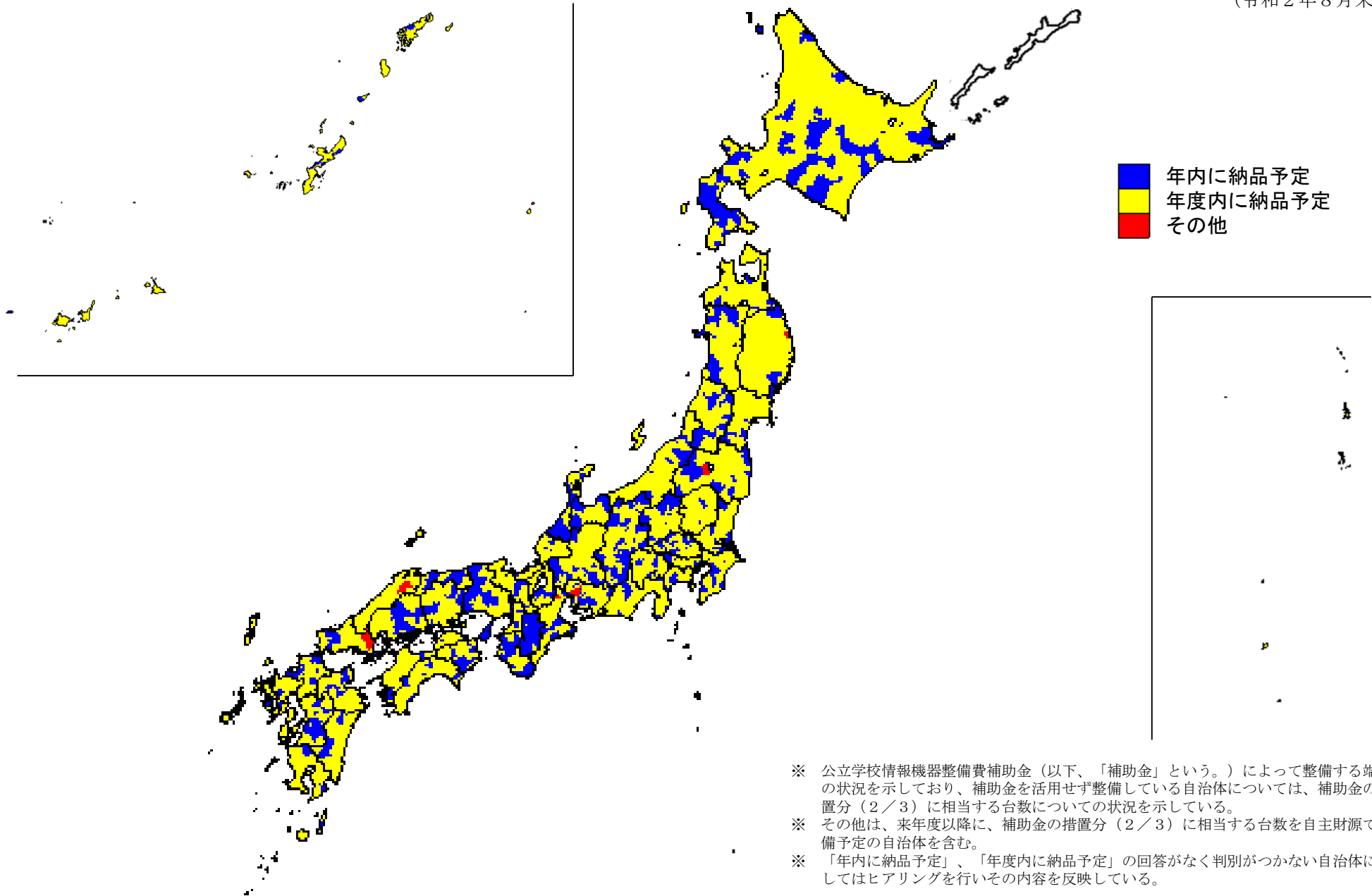
<検討中の対応策の例>

- ✓ 国のルータ等の整備に関する補助事業を活用して、貸し出し用のルータを整備
- ✓ 自治体の補助事業を活用して、貸し出し用の端末・ルータを整備
- ✓ 地方創生臨時交付金を活用し、貸し出し用の端末・ルータを整備
- ✓ 既存の端末の貸し出しを実施
- ✓ 家庭にICT環境がない児童生徒のみ、学校のコンピュータ室を利用

端末の納品完了時期について

速報値

(令和2年8月末時点)



整備加速に資する好事例について

整備加速に資する好事例

早期納品のための工夫

(回答自治体) 【全都道府県】1811自治体 / 【13都道府県】740自治体

(複数回答)

1. 調達・納品等に関するプロセスの効率化・迅速化の検討	【全都道府県】932自治体 (51.5%) / 【13都道府県】371自治体 (50.2%)
2. 議会の臨時会の開催等による予算承認の前倒し	【全都道府県】635自治体 (35.1%) / 【13都道府県】277自治体 (37.5%)
3. 最終学年(小6、中3)分の先行納品	【全都道府県】287自治体 (15.8%) / 【13都道府県】132自治体 (17.9%)
4. 学校や学校種ごとに複数回に分けた順次納品	【全都道府県】369自治体 (20.4%) / 【13都道府県】177自治体 (24.0%)
5. 家庭にICT環境がない児童生徒分の先行納品	【全都道府県】41自治体 (2.3%) / 【13都道府県】28自治体 (3.8%)
6. キitting作業の効率化	【全都道府県】490自治体 (27.1%) / 【13都道府県】225自治体 (30.4%)

端末の早期納品に向けた自治体の取組事例(好事例)

自治体名	学校数 (小・中)	児童生徒数 (義務教育段階)	内容
優先学年の設定と分割納品			<ul style="list-style-type: none"> ● <u>小学校6年生と中学校3年生分を優先して分割納品。キitting等作業工程を簡略化し、8月までの早期納品を実現。</u> ● 残りの学年は12月までに納品予定。 ● なお、基礎疾患等のある児童生徒を持ち、なおかつ希望する家庭に対して、教育委員会が保有している既存の端末を貸し出す。通信環境が整っていない家庭に対しては、オフラインで利用可能な教材を提供する
作業工程の簡略化			
北九州市	192校	70,040人	
優先学年の設定と分割納品			<ul style="list-style-type: none"> ● <u>小学校6年生と中学校3年生分として20,000台を早期調達し、9月末までに各校へ配布予定。</u> ● 併せて最終学年以外の学年分として、<u>ICT環境が整わない家庭へ貸し出すことを想定した端末15,000台を早期調達し、9月末までに各校へ配布予定。</u> ● 残りの端末は令和2年度末までに納品予定。 ● 更に、先行調達した35,000台のうち、500台については<u>緊急対応用として7月末に先行納品し、教育委員会に配備。</u>
貸出し用端末の先行納品			
京都市	229校	89,252人	

端末の早期納品に向けた自治体の取組事例(好事例)

自治体名	学校数 (小・中)	児童生徒数 (義務教育段階)	内容
調達プロセスの効率化 優先学年の設定と分割納品			<ul style="list-style-type: none"> ● <u>調達行為の早期着手、最短納入可能時期について各メーカー等にヒアリング</u>により、<u>中学校3年生分のみ8月に分割納品</u>。8月までの早期納品を実現。 ● 残りの学年は11月までに納品予定。 ● <u>新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して貸出し用LTE端末を整備済み</u>（210台） ● 自主財源で今年度端末を整備して貸出しに活用（310台）
福岡市	214校	118,799人	
議会の臨時会での議決			<ul style="list-style-type: none"> ● 市会（臨時会）招集により早期契約を行い、可能な限り前倒し
大阪市	424校	165,391人	
その他の事例			<ul style="list-style-type: none"> ● <u>納入期限は8月以降になっているが早期に納品が完了できるように業者と協議</u> ● <u>円滑に納品できるように業者との定例会を設置</u> ● <u>専決処分による予算確保</u>

全ての学年について8月までに端末の納品が可能な37自治体 (及び9月納品予定の42自治体の計79自治体)

都道府県名	設置者名	学校数 (小・中・特) (校)	児童生徒数(義務教育段階) (人)	端末の納品時期		調達・納品等に関するプロセスの効率化・迅速化の検討	議会の臨時会等による予算承認の前置	最終学年(小6、中3)分の先行納品	学校や学校種ごとに複数回に分けた順次納品	家庭にICT環境がない児童生徒分の先行納品	キッティング作業の効率化
				最終学年(小6、中3)について	全ての学年について						
北海道	森町	10	1,047	9月予定	9月予定	○	○				○
北海道	寿都町	3	180	8月	8月	○					
北海道	真狩村	3	146	8月	9月予定	○					
北海道	留寿都村	2	137	8月	8月		○				
北海道	妹背牛町	2	164	9月予定	9月予定		○				
北海道	秩父別町	2	125	8月	8月	○					
北海道	新冠町	3	419	9月予定	9月予定	○	○				
北海道	土幌町	5	497	8月	8月		○				
北海道	上土幌町	3	366	8月	8月			○			
北海道	中札内村	3	331	8月	8月	○	○				○

全ての学年について8月までに端末の納品が可能な37自治体 (及び9月納品予定の42自治体の計79自治体)

都道府県名	設置者名	学校数 (小・中・特) (校)	児童生徒数(義務教育段階) (人)	端末の納品時期		調達・納品等に関するプロセスの効率化・迅速化の検討	議会の臨時会の開催等による予算承認の前置	最終学年(小6、中3)分の先行納品	学校や学校種ごとに複数回に分けた順次納品	家庭にICT環境がない児童生徒分の先行納品	キッティング作業の効率化
				最終学年(小6、中3)について	全ての学年について						
青森県	西目屋村	1	59	8月	8月	○	○				
青森県	鶴田町	7	878	9月予定	9月予定		○				○
秋田県	井川町	1	246	8月	8月						
山形県	戸沢村	2	252	9月予定	9月予定	○					
福島県	南相馬市	21	3,227	8月	8月	○	○				
福島県	磐梯町	3	256	9月予定	9月予定		○				○
福島県	柳津町	3	209	8月	8月						
茨城県	稲敷市	14	2,486	8月	8月	○	○				○
栃木県	矢板市	12	2,276	9月予定	9月予定	○	○				○
群馬県	南牧村	2	40	8月	8月	○					

全ての学年について8月までに端末の納品が可能な37自治体 (及び9月納品予定の42自治体の計79自治体)

都道府県名	設置者名	学校数 (小・中・特) (校)	児童生徒数(義務教育段階) (人)	端末の納品時期		調達・納品等に関するプロセスの効率化・迅速化の検討	議会の臨時会の開催等による予算承認の前置	最終学年(小6、中3)分の先行納品	学校や学校種ごとに複数回に分けた順次納品	家庭にICT環境がない児童生徒分の先行納品	キッティング作業の効率化
				最終学年(小6、中3)について	全ての学年について						
群馬県	高山村	2	247	9月予定	9月予定	○					
群馬県	川場村	2	261	9月予定	9月予定	○	○	○			
埼玉県	飯能市	20	5,247	8月	8月	○					
千葉県	御宿町	2	282	8月	8月						
千葉県	布施学校組合	1	50	8月	8月						
東京都	渋谷区	26	8,448	8月	8月	○			○		
東京都	小金井市	14	7,519	9月予定	9月予定	○					○
東京都	狛江市	10	4,804	9月予定	9月予定						○
東京都	檜原村	2	74	8月	8月		○				
東京都	奥多摩町	3	220	9. その他	9月予定	○					

全ての学年について8月までに端末の納品が可能な37自治体 (及び9月納品予定の42自治体の計79自治体)

都道府県名	設置者名	学校数 (小・中・特) (校)	児童生徒数(義務教育段階) (人)	端末の納品時期		調達・納品等に関するプロセスの効率化・迅速化の検討	議会の臨時会の開催等による予算承認の前置	最終学年(小6、中3)分の先行納品	学校や学校種ごとに複数回に分けた順次納品	家庭にICT環境がない児童生徒分の先行納品	キッティング作業の効率化
				最終学年(小6、中3)について	全ての学年について						
東京都	利島村	2	36	9月予定	9月予定		○				
東京都	新島村	4	177	9月予定	9月予定						
東京都	神津島村	2	167	9月予定	9月予定	○					○
東京都	三宅村	2	110	9月予定	9月予定	○					○
東京都	八丈町	6	490	9月予定	9月予定						
新潟県	聖籠町	4	1,265	8月	8月	○	○	○			
富山県	朝日町	3	637	8月	8月	○	○	○	○		
石川県	加賀市	24	4,688	8月	8月	○					○
山梨県	西桂町	2	324	9月予定	9月予定	○	○				
長野県	北相木村	1	61	9月予定	9月予定	○		○			

全ての学年について8月までに端末の納品が可能な37自治体 (及び9月納品予定の42自治体の計79自治体)

都道府県名	設置者名	学校数 (小・中・特) (校)	児童生徒数(義務教育段階) (人)	端末の納品時期		調達・納品等に関するプロセスの効率化・迅速化の検討	議会の臨時会の開催等による予算承認の前置	最終学年(小6、中3)分の先行納品	学校や学校種ごとに複数回に分けた順次納品	家庭にICT環境がない児童生徒分の先行納品	キッティング作業の効率化
				最終学年(小6、中3)について	全ての学年について						
長野県	喬木村	3	555	8月	9月予定	○	○				○
岐阜県	岐南町	4	2,056	8月	8月	○					
岐阜県	輪之内町	4	889	8月	8月	○	○				
愛知県	高浜市	7	4,646	9月予定	9月予定	○					
兵庫県	加西市	16	2,952	9月予定	9月予定	○	○			○	○
兵庫県	加東市	12	2,802	8月	8月	○	○				
兵庫県	猪名川町	9	2,887	8月	8月	○	○		○		
兵庫県	神河町	5	827	9月予定	9月予定						
奈良県	奈良市	64	22,967	9月予定	9月予定	○					○
奈良県	平群町	4	1,210	9月予定	9月予定	○	○	○			

全ての学年について8月までに端末の納品が可能な37自治体 (及び9月納品予定の42自治体の計79自治体)

都道府県名	設置者名	学校数 (小・中・特) (校)	児童生徒数(義務教育段階) (人)	端末の納品時期		調達・納品等に関するプロセスの効率化・迅速化の検討	議会の臨時会の開催等による予算承認の前置	最終学年(小6、中3)分の先行納品	学校や学校種ごとに複数回に分けた順次納品	家庭にICT環境がない児童生徒分の先行納品	キッティング作業の効率化
				最終学年(小6、中3)について	全ての学年について						
奈良県	川西町	1	411	9月予定	9月予定	○					
奈良県	高取町	2	463	9月予定	9月予定						
奈良県	吉野町	3	278	8月	8月						
奈良県	大淀町	4	1,193	9月予定	9月予定	○					
奈良県	黒滝村	2	22	8月	8月	○	○				
奈良県	天川村	2	68	9月予定	9月予定	○					○
奈良県	十津川村	3	155	8月	8月	○					
奈良県	上北山村	2	6	8月	8月						
奈良県	川上村	2	37	8月	8月	○					
奈良県	東吉野村	2	50	9月予定	9月予定						

全ての学年について8月までに端末の納品が可能な37自治体 (及び9月納品予定の42自治体の計79自治体)

都道府県名	設置者名	学校数 (小・中・特) (校)	児童生徒数(義務教育段階) (人)	端末の納品時期		調達・納品等に関するプロセスの効率化・迅速化の検討	議会の臨時会の開催等による予算承認の前置	最終学年(小6、中3)分の先行納品	学校や学校種ごとに複数回に分けた順次納品	家庭にICT環境がない児童生徒分の先行納品	キッティング作業の効率化
				最終学年(小6、中3)について	全ての学年について						
奈良県	川西町・三宅町式下中学校組合	1	331	9月予定	9月予定	○					
和歌山県	和歌山県	16	1,798	8月	8月	○	○		○		
鳥取県	琴浦町	7	1,298	8月	8月	○					
島根県	海士町	3	144	9月予定	9月予定	○					
島根県	知夫村	2	36	8月	8月						
広島県	広島県	20	1,804	9月予定	9月予定				○		
広島県	神石高原町	7	497	9月予定	9月予定						
山口県	平生町	3	753	9月予定	9月予定		○				○
徳島県	佐那河内村	2	125	9月予定	9月予定		○				○
愛媛県	伊方町	8	445	8月	8月						

全ての学年について8月までに端末の納品が可能な37自治体 (及び9月納品予定の42自治体の計79自治体)

都道府県名	設置者名	学校数 (小・中・特) (校)	児童生徒数(義務教育段階) (人)	端末の納品時期		調達・納品等に関するプロセスの効率化・迅速化の検討	議会の臨時会の開催等による予算承認の前置	最終学年(小6、中3)分の先行納品	学校や学校種ごとに複数回に分けた順次納品	家庭にICT環境がない児童生徒分の先行納品	キッティング作業の効率化
				最終学年(小6、中3)について	全ての学年について						
高知県	土佐町	2	231	8月	8月	○					
高知県	黒潮町	12	584	9月予定	9月予定	○					
熊本県	美里町	5	573	8月	8月	○					○
熊本県	水上村	3	192	8月	8月	○					○
熊本県	山江村	3	371	9月予定	9月予定	○					
大分県	姫島村	2	102	8月	8月						
大分県	玖珠町	12	1,060	9月予定	9月予定		○				○
鹿児島県	肝付町	13	1,016	9月予定	9月予定	○					
沖縄県	東村	4	123	9月予定	9月予定	○					○

令和2年9月11日

学校に整備されたICT端末の緊急時における取扱いについて

1. 目的

この文書は、今後、学校において新型コロナウイルス感染症の感染者発生によって臨時休業を行う場合はもとより、自然災害など様々な緊急事態が生じた際であっても、学校に整備された ICT 端末(以下、「端末」)を最大限活用してこれらの取組を積極的に実施し、児童生徒の学びの保障に円滑に取り組めるようにするため、先行事例も踏まえ、一定の目安となる項目に絞って整理し、参考例として示すものです。

既に、一部の学校において臨時休業の措置が取られた際、家庭等での学習継続のため、Web 会議システム等を用いた同時双方向の学習や朝の会としての交流、健康観察の実施、クラウドのストレージやメール機能を活用した児童生徒・家庭等への課題の配信等、学校設置者が整備する学習者用コンピュータを、児童生徒が家庭等に持ち帰り、学習に活用する取組が行われています。

学校設置者及び学校(以下、「学校設置者等」)は、本内容を参照いただき、緊急時における端末の取扱いに関するルールを定め、児童生徒の学びを保障できる体制を積極的に整えてください。その際、緊急事態下における取組であることを踏まえ、端末の家庭等への持ち帰りや学習での活用の妨げにならないよう、以下のような姿勢で取り組むことが不可欠です。

- ・前例にとらわれず、また、抑制的な思考に陥ることなく、前向きに検討すること。
- ・意欲的に取り組む教職員による創意工夫の試みを最大限活かすこと。
- ・まずは、取組を開始し、その後の地域の実情等に応じて改善する弾力的な発想で対処すること。

なお、この内容は、学校設置者等における今後の取組等を踏まえて、随時更新します。あわせて、平時における端末の持ち帰り学習についても、持ち帰りの様々な事例を収集しつつ検討を進めていきます。また、この内容は平時における端末の持ち帰りを妨げるものではありません。

2. 留意事項

(1) 事前の準備等

緊急時において端末を家庭等に持ち帰り活用することを念頭に置き、学校設置者等は、予め、以下の点に留意した上で、学校や地域の実情に応じたルールを作り、児童生徒及び保護者の理解と協力を得て、家庭等での適切な管理が行われるよう努めてください。

・端末の貸出し状況の把握

紛失等の防止の観点から、学校において、端末の貸出し状況を適切に把握する仕組みを検討しましょう。

・セキュリティへの配慮

適切にフィルタリングを活用するなどして、外部からの攻撃や利用者による有害情報へのアクセス等を防ぐとともに、個人情報の扱いに注意を促すなど情報モラル教育の機会としましょう。

・端末の設定の確認

校外のネットワークと異なる家庭等でのネットワーク接続を円滑にするために「GIGA スクールサポーター」や「ICT 支援員」といった専門家と相談しながら適切に端末の設定を行いましょう。

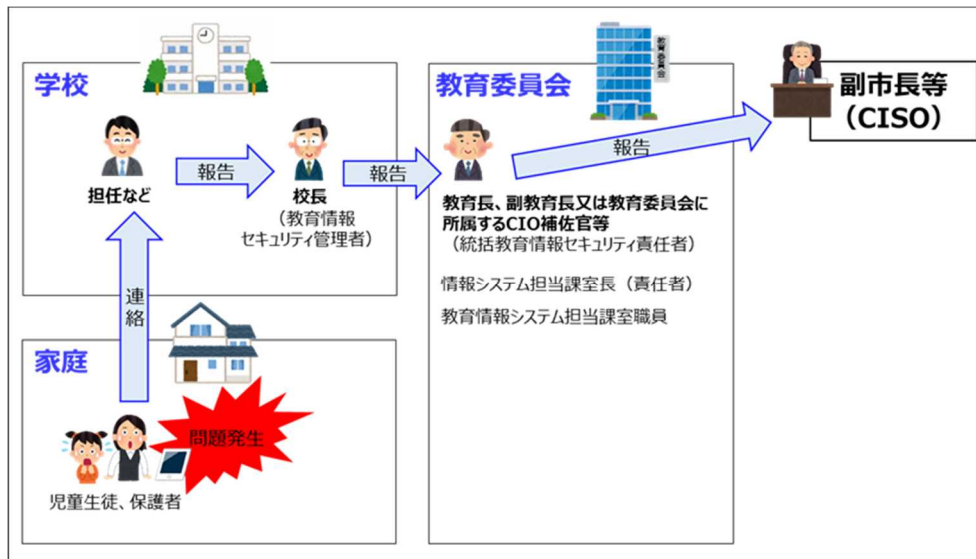
・連絡体制の構築

学習に必要な課題の配付、故障時の連絡など、学校・家庭間で緊密な連携がとれる体制づくりに取り組みましょう(次頁図参照)。

・事前の運用確認

端末の持ち帰りの際に端末が児童生徒にとって過重な負担とならないよう、荷物の量などを確認するとともに、家庭等において、スムーズに端末を利用できるかどうか、接続試験等を行いましょう。

端末の持ち帰り学習における連絡体制の例



(2) 端末利用時

家庭等に持ち帰った端末を利用するにあたっては、公費によって購入された端末が貸与されているという観点から、学校設置者等は、以下の点に留意し、児童生徒に対し、適切な端末の利用方法を指導するとともに、保護者の理解と協力を得られるよう努めてください。

・利用者の明確化

児童生徒や保護者といった予め決められた方が端末を利用できるものであることを確認しましょう。

・利用目的の明確化

学校とのやり取り、学校から与えられた課題の実施、授業の配信などといった利用目的を明らかにして端末を貸し出しましょう。

・安全な環境での利用

児童生徒には、火元、水廻りなどを避け、端末を大切に扱うよう指導しましょう。

※ 既に、端末の持ち帰りを実践している教育委員会の事例を参考に、別紙として添付しています。

○この文書の作成にあたり、ご助言をいただいた有識者のみなさま（五十音順）

小崎誠二（奈良県立教育研究所教育情報化推進部 主幹）

駒崎彰一（東京都渋谷区立笹塚中学校 校長）

高橋純（東京学芸大学教育学部 准教授）

中村めぐみ（つくば市総合教育研究所兼教育指導課 情報担当指導主事）

堀田龍也（東北大学大学院情報科学研究科 教授）

渡邊茂一（相模原市教育委員会 学校教育部教育センター学習情報班 指導主事）

緊急時にICT端末の持ち帰りを実践した教育委員会の主な取組例

教育委員会名	主な取組例
つくば市 (茨城県)	<p>○リーダーシップに基づく推進 教育長及び校長の理解の下、教育情報推進校で端末の持ち帰りを実施し、ガイドラインを整理し他の学校への展開を図った。</p> <p>○事前の準備 事前に、全ての家庭と端末を用いたビデオ会議システムの接続テストを実施(児童生徒・保護者から、「繋いでみると簡単だった」との反応が多数)。</p> <p>○新たな学習環境下での創意工夫 校外学習先に端末を持ち込み、リモートによる校外学習を実施。</p>
戸田市 (埼玉県)	<p>○リーダーシップに基づく推進 教育長のリーダーシップによる、端末の持ち帰りを積極的に推進。</p> <p>○実施に向けた迅速な対応 動画の視聴やアカウント登録等に関する家庭向けのマニュアル例を教育委員会で作成。保護者に最低限の注意のみ示した上で、細かいルールは決めず、まずは、端末の持ち帰り学習を開始。動画視聴、ドリル用コンテンツの活用など、まずは、簡単な取組から開始。</p>
相模原市 (神奈川県)	<p>○実施に向けた迅速な対応 第2波に向け、速やかに暫定的な運用ルール等を作成。</p> <p>○事前の準備と段階的な実施 事前に、市内の1校で端末の持ち帰りを試行的に実施し、その成果と課題を踏まえ、続いて数校で実施するなど、段階的に取り組み。</p>
熊本市 (熊本県)	<p>○リーダーシップに基づく推進 教育長のリーダーシップの下、端末の持ち帰りを積極的に推進。</p> <p>○実施に向けた迅速な対応 事前に、細かなルールを策定せず、まずは、端末を持ち帰って使い始めることを優先し、その過程で課題に対応。オンライン授業のスマールステップを示し、できることから段階的に実施。</p>
高森町 (熊本県)	<p>○リーダーシップに基づく推進 町長、教育長のリーダーシップの下、有識者から継続的な指導・支援を受ながら、端末の持ち帰りを積極的に推進。</p> <p>○実施に向けた迅速な対応 ドリル用コンテンツの提供など、まずは、簡単な取組から開始。</p>

学校の主な取組例

渋谷区 (東京都)	<p>○段階的な実施 まずは、学校 Web サイトとクラウドファイルサーバーを利用した学習課題の配信と提出など容易なものから実践し、動画の配信、学習課題を動画で作成、ビデオ会議システムの利用へと展開。モラル教育も持ち帰り学習の過程で平行して実施。</p> <p>○新たな学習環境下での創意工夫 ビデオ会議システムを積極的に活用し、教師、児童生徒が慣れながら新たな創意工夫を模索。</p>
--------------	---

つくば市『持ち帰りタブレット活用のルール』について

令和2年5月19日

学習内容をよく理解し、より豊かな学びにしていくために、タブレットを上手に活用していくことが大切です。タブレットはみなさんの学習に役立てるための道具です。家でも学校と同じ学習ができると、休校時や非常時、そして家庭学習などに役立ちます。

大変便利な道具ですが、心配されることもたくさんあります。そのため、『持ち帰りタブレット活用のルール』を定めました。みなさんでこのルールを守り、タブレットを「安心・安全・快適」に活用していきましょう。

1 目的

- ・学校で貸し出すタブレットは、学習活動のために使うことが目的です。学習活動に関わる以外に使ってはいけません。

2 使用する場面

- ・家庭以外では使用しません。
- ・登下校中は、タブレットをかばんから出しません。
- ・タブレットの使用前と使用後には、せっけんで手指をしっかりと洗いましょう。
- ・なくしたり、ぬすまれたり、落としてこわしたり、水にぬらしたりしないように十分に気をつけます。
- ・もったまま走ったり、地面に置いたりしません。
- ・カバンの下に置いたり、カバンの底に入れたりしません。
- ・水をかけたり、湿気の多いところでは使わない。また、日光の下やストーブの近くなどには置きません。
- ・ゆびでふれる、または、専用ペンを使うようにする。えんぴつやペンでふれたり、落書きしたり、じしゃくをひっつけるなどは絶対にしません。

3 保管

- ・家庭での保管は、家の人の目の届くところに置いておきます。

4 健康のために

- ・タブレットを使用するときは、正しい姿勢で、画面に近づきすぎないように気をつけます。
- ・30分に一度は遠くの景色を見るなど、ときどき目を休ませます。
- ・使用する時間は家の人とよく話し合い、長時間使用せず細かく休けいをしながら使います。
- ・寝る30分前は使いません。

- 5 安全な使用
 - ・インターネットには制限がかけられていますが、もしもあやしいサイトに入ってしまったときはすぐに画面を閉じ、家の人に知らせます。
- 6 個人情報など
 - ・タブレットを他人に貸したり、使わせたりしません。
 - ・自分や他人の個人情報（名前や住所、電話番号など）はインターネット上に絶対にあげません。
 - ・相手をきずつけたり、いやな思いをさせたりすることを絶対に書き込みません。
 - ・各機能・サービスを利用するためのアカウントは、各個人に配布されています。アカウント、パスワードなど他人にわからないように、各家庭で保管してください。
- 7 カメラで撮影
 - ・カメラで誰かを撮影するときは、勝手に撮らず、必ず撮影する相手の許可をもらいます。
- 8 データの保存
 - ・タブレットで作ったデータやインターネットから取り込んだデータ（写真や動画など）は、学習活動で先生が許可したものだけ保存します。
- 9 設定の変更
 - ・先生や修理する人が使いにくくなるので、デスクトップのアイコンの並び方や位置、背景の画像、色などのタブレットの設定は、勝手に変えません。
- 10 不具合や故障
 - ・家庭でこわれたり、なくしたりした時は学校に電話します。（土日・祝日除く）
 - ・故障・破損における事由によっては、修理代を負担をしていただく場合があります。
- 11 使用の制限
 - ・つくば市『タブレット活用のルール』が守れないときは、タブレットを使うことができなくなります。

令和2年4月 日
戸田市教育委員会

1 目的

学習の機会の提供に向け、自宅での学習ができるよう、タブレット端末（パソコン含む）とスマートフォンを併用した家庭での自宅学習を行う際に必要なルールを示す。

2 必要な物品

自宅学習を行うためには、原則、端末と回線（インターネット接続環境）が必要となる。

<考慮すべき事項>

- 1) 端末（タブレット・スマートフォンなど、画面が大きくタッチ操作が出来る機器）
- 2) 回線（無線(Wi-Fi)・携帯通信(LTE)など、インターネットの利用が出来る接続手段）

（家庭の無線(Wi-Fi)環境への接続は、保護者が行うこと）

（携帯通信(LTE)では利用に際しパケット量が多く発生するので注意すること）

教育委員会が必要と判断した際には、普通教室用 Chromebook/特別支援学級用 iPad を保護者に貸出すことを可能とする。ただし回線を使用する場合は保護者負担とする。

3 利用における注意事項

利用者は、以下を遵守すること。

- 1) 端末の回線接続に関するサポートは、学校では行いません。
- 2) 学校から学習指示があった教材利用についての質問は、学校に問い合わせること。
- 3) 端末のそばでの飲食は禁止とする。（端末を机の上に置いたままその机で食事するなど）
- 4) ユーザーID とパスワードは、他人に教えないこと。
- 5) 端末は、毎日自宅で充電を行うこと。
- 6) 端末は自己管理し、その利用及び破損・紛失・盗難に注意すること。
※学校から持ち出すことで、パソコンは保守・保険の対象外となる。
※破損等の不具合が生じた場合は、遅滞なく学校へ報告し指示を仰ぐこと。
※不具合時には、「事故報告書（発生日時・状況・対処・改善策）」の提出を要する。
- 7) 端末利用において不具合が生じた場合、遅滞なく速やかに学校へ報告すること。
- 8) USB メモリ等の外部装置・周辺機器の接続及び利用を禁止する。
- 9) 学校から指示の無いファイルダウンロード・ソフトインストールを禁止する。
- 10) 学習に関係ないサイトの閲覧・利用、SNS への書き込み、写真・動画の配信は禁止する。
- 11) 学校などのシステムを調べたり破る行為、他人の ID の不正利用、ハッキング行為、他人への誹謗中傷（SNS・掲示板への投稿）などは禁止する。

4 その他

本ガイドラインに記載の無い事項については、随時、教育委員会で協議決定する。

私とタブレット PC の 10の約束

- ①私は、使用する前には、手を洗います。
- ②私は大切に使います。それでも、落としてしまったり、壊してしまったりした時には、私は正直に言います。
- ③パスワードを自分だけが記憶し、人にしゃべりません。
- ④授業を通して、インターネットでの恐さや便利さを正しく知り、使用していきます。
- ⑤人が傷つくようなことに使用するのではなく、人の幸せにつながるような使い方をしていきます。
- ⑥使用する際には、写真をとったり、アイデアをまとめたりするけど、それをインターネットにアップしたりしません。
- ⑦困ったときには、困ってなそうな友だちや先生に聞き、アップデートし続けます。
- ⑧新しくみんなで考えて、出てきた約束ごとも、新しく出てきた約束を理解し、正しく使い続けていきます。
- ⑨充電がなくなりそうなときには、コンセントを使用し、充電します。
- ⑩使用後は、指示された場所に片付け、手を洗います。

令和 年 月 日

名前()

〇〇学校『タブレット活用のルール』について

令和2年〇月〇日

学習内容をよく理解し、より豊かな学びにしていけるために、タブレットを上手に活用していくことが大切です。タブレットはみなさんの学習に役立てるための道具です。便利な道具ですが、心配されることもたくさんあります。

そのため、〇〇学校は、『タブレット活用のルール』を定めました。全校児童(生徒)でこのルールを守り、タブレットを「安心・安全・快適」に活用していきましょう。

1 目的

- 学校で貸し出すタブレットは、学習活動のために使うことが目的です。学習活動に関わることで以外に使ってははいけません。

2 使用する場面

- 学校と家庭以外では使用しません。
 - 登下校中は、タブレットをかばんから出しません。
 - 使う時間が決まっています。
 - 低学年…午前〇時から午後〇時まで
 - 中学年…午前〇時から午後〇時まで
 - 高学年…午前〇時から午後〇時まで
 - なくしたり、ぬすまれたり、落としてこわしたり、水にぬらしたりしないように十分に気をつけます。
 - もったまま走ったり、じめんにおいたりしない。
 - カバンの下においたり、カバンの底に入れたりしない。
 - 水をかけたり、しっけの多いところでは使わない。また、日光の下やストーブの近くなどにはおかない。
 - ゆびでふれる、または、専用ペンを使うようにする。えんぴつやペンでふれたり、落書きしたり、じしゃくをひっつけるなどは絶対にしない。

3 学校で使う場合

- 学校でタブレットを使うときは、先生の指示をよく聞きます。
- 休み時間や放課後に使う時も、先生がみとめたこと以外に使いません。

4 家庭で使う場合

- 使用する時間は家の人とよく話し合い、長時間使用せず細かく休けいしながら使います。
- 就寝する30分前は使いません。
- 自宅に持ち帰った後に学校へ持ってくるときは、自宅です分に充電をしておきます。

5 保管

- 学校での保管は、各教室の充電保管庫に入れます。
- 家庭で保管するときは、家の人の目の届くところに置いておきます。

6 健康のために

- タブレットを使用するときは、正しい姿勢で、画面に近づきすぎないように気をつけます。
- 30分に一度は遠くの景色を見るなど、ときどき目を休ませます。

7 安全な使用

- インターネットには制限がかけられていますが、もしもあやしいサイトに入ってしまったときはすぐに画面を閉じ、先生に知らせます。

8 個人情報等

- 自分のタブレットを他人に貸したり、使わせたりしません。
- 自分や他人の個人情報(名前や住所、電話番号など)はインターネット上に絶対に上げません。
- 相手を傷つけたり、いやな思いをさせたりすることを絶対に書き込みません。

9 カメラでの撮影

- 先生が許可した時以外でカメラは使いません。
- カメラで誰かを撮影するときは、勝手に撮らず、必ず撮影する相手の許可をもらいます。

10 データの保存

- 学校のタブレットで作ったデータやインターネットから取り込んだデータ(写真や動画など)は、学習活動で先生が許可したもののだけ保存します。

11 設定の変更

- 先生や修理する人が使いにくくなるので、デスクトップのアイコンの並び方や位置、背景の画像、色などのタブレットの設定は、勝手に変えません。

12 不具合や故障

- 学校で、タブレット本体やインターネットが使えなくなって、再起動をしても元にもどらないときは、すぐに先生に知らせます。
- 家庭でこわれたり、なくしたりした時は下記のとこに電話します。

TEL 00-0000-0000
(土日・祝日除く)

◎対応時間 〇:〇〇~〇〇:〇〇

13 使用の制限

- 〇〇学校『タブレット活用のルール』が守れないときは、タブレットを使うことができなくなります。